

第 425 回東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 4 年 3 月 2 日 (水) 午後 4 時 30 分から午後 4 時 46 分
2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 会議室 1 - 1 ・ 1 - 2
3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 5 名

都留会長 定刻になりましたので、ただ今から第 425 回東京地方最低賃金審議会を始めます。

はじめに、委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いします。

課長補佐 御報告申し上げます。本日は公益側代表委員の児玉委員、使用者側代表委員の井上委員が御欠席でございますが、委員定数 18 名のうち 16 名が御出席ですので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である、全委員の 3 分の 2 以上、又は、各側委員の 3 分の 1 以上を充たしておりますことを御報告いたします。

都留会長 それでは、議事(1)「令和 4 年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向確認について」の審議を行います。本件について事務局から説明してください。

賃金課長 御説明させていただきます。最低賃金法第 15 条第 1 項によりまして、特定最低賃金の改正等の申出につきましては、労働者または使用者を代表する者が、都道府県労働局長に対して行うことができると定められております。この申出は、例年おおむね 7 月をめどにお願いしているところでございますが、申出が予定されている業種につきましては、その申出内容に沿った最低賃金に関する実態調査を実施する必要がございます。そのため、前年度末をめどに各特定最低賃金につきまして改正等の意向の有無を労使各側から確認させていただき、これを受けまして次年度の最低賃金実態調査の準備をさせていただいているところでございます。特に、業種の括り方の変更や、適用労働者の適用除外業務などにつきましての変更については、その変更内容を踏まえた実態調査を行う必要がございますので、この点も含めまして、改正等の申出の意向表明をお願いしております。

私からの説明は以上です。

都留会長 それでは、令和4年度における特定最低賃金の改正等の申出に係る意向について、労側委員にお伺いしたいと思います。御発言をお願いします。

田代委員 では、意向表明という形で発言をさせていただきます。

まず、今年度は、「鉄鋼業」「はん用機械器具、生産用機械器具製造業」「自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業」の3業種につきまして改正の申出をさせていただきましたが、来年度も同様の申出をさせていただきたいと思っております。

業種の括りや適用労働者の範囲は、今年度と同じ内容での申出の準備をしております。

もう一業種は新設として「電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業」について、今年度と同じ業種の括りや適用労働者の範囲で申出の準備をしております。

現時点で、意向表明までで、申出までには至っておりません「一般自動車貨物運送業」につきましても、今年度と同様に準備を進めていますので、その状況につきましては、運輸労連東京の委員長であります反町委員より説明させていただきます。

反町委員 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

一般自動車貨物運送業については、現在、申出に向けて準備中でございます。都内には関係事業者が、だいたい5,000社あるのですが、9割以上は中小零細でございまして、なかなか使側の同意が得られていない状況です。また、駐車場が県外にある場合も多くございまして、人数的になかなか合わないというところもございます。申出までには用意したいと思っておりますので、労働局の皆様には御尽力いただきたくお願い申し上げます。

都留会長 ありがとうございます。

ただいま、労側から特定最低賃金改正等の申出に係る御発言をいただきました。次年度においては、2業種の最低賃金新設と、現行の3業種の金額改正ということで、計5業種について申出の意向表明がありました。

ただいまの労側の御発言を受けて、使側から御意見、御発言はございませんでしょうか。ございませんね。

その他、公益委員の方も含めて、御意見、御質問等はいかがでしょうか。

よろしいですね。

本日の労側委員からの意向表明を受けて、事務局では、今後適切な事務
手続を進めてください。事務局から何かありますか。

賃金指導官 本日お配りしております資料について、事務局より説明をさせていただきます。

第425回東京地方最低賃金審議会資料目次と記載された資料1ページを
御覧ください。ただいま、来年度の特定最低賃金の申出意向表明をいた
だきましたが、こちらの資料1は、今年度申出がありました特定最低賃金に
ついての適用使用者数と適用労働者数を記載したものでございます。こ
ちらは、今年度実施いたしました最低賃金実態調査結果を踏まえて推計し
たものです。これらの適用労働者数を基に、労働協約ケースの場合は、改正
については、基幹的労働者のおおむね3分の1以上、新設については、2
分の1以上が労働協約の適用となっていること、公正競争ケースの新設、
及び改正については、おおむね3分の1以上の合意があることが申出要件
になりますので、よろしく願いいたします。

令和4年度の実態調査の開始が5月頃からですので、申出内容に変更が
ある場合には、3月下旬頃までに具体的な変更内容を事務局まで御連絡願
います。

私からは以上です。

都留会長 ただいまの事務局の説明について、何か御質問等がありますか。

ないようですので、議事を進めてまいります。

議事(2)「令和4年度における特定最低賃金の審議のあり方について」
に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金課長 本日、この本審に先立って行われました運営委員会におきまして、令和
4年度における特定最低賃金の審議の在り方について、御審議をいただ
いたところでございます。その審議結果について、報告がござい
ます。

事務局より、報告文書を配付いたします。

(報告文書 配付)

賃金課長

それでは、報告書を読み上げさせていただきます。

令和4年3月2日。

東京地方最低賃金審議会、会長都留康殿。

東京地方最低賃金審議会運営委員会、委員長村上文。

運営委員会報告書。

当運営委員会は、東京地方最低賃金審議会から付託された、次年度特定最低賃金の必要性審議のあり方について、本日、審議・検討を行った。審議においては、労使各側の見解に一定の隔たりがあり、各側委員はそれぞれの立場から、主張の隔たりを調整すべく努力を重ねた。その結果、次年度の「特定最低賃金改正決定等の必要性審議のあり方」については、次年度の運営委員会において引き続き審議・検討することを合意した。なお、本件の審議に当たった本運営委員会の委員は別紙のとおりである。

といたしまして、別紙を付けてございます。

以上です。

続きまして、運営委員会の審議経過について、運営委員会委員長の村上委員より御説明がございました。

村上委員

それでは、私から説明させていただきます。

第1回東京地方最低賃金審議会運営委員会において、特定最低賃金の必要性審議の必要性審議の在り方については、令和3年度における審議終了後に、翌年度の対応を運営委員会等において協議すると確認されていたことを受け、第2回運営委員会を開催しました。これについて、審議経過を御報告申し上げます。

特定最低賃金の必要性審議については、今年度、検討委員会に付託し、審議を行ったところです。

本日の審議において、労働者代表委員からは、特定最低賃金の改正等の必要性の審議については、当該両者の状況について、知見のある関係労使により審議を行うべきである。東京都鉄鋼業ほか2件に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議においても、参考人を招致し、業界動向の詳細等の御意見をいただいた上で審議すべきであるとの御意見があった

ところです。

一方、使用者代表委員からは、特定最低賃金の改正等の必要性の審議に当たっては、使用者側委員は、各業界の状況等を踏まえ審議を行っており、現行の審議の方法が適切である。今年度と同様、新設の東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の決定の必要性の有無の審議においてのみ、参考人を招致して審議を行うことが妥当であるとの主張がなされました。

公益代表委員からは、特定最賃の基本である、労使のイニシアティブを踏まえ、労使双方で協議を行うべきであるとの見解を示しました。

それぞれの立場から意見調整をすべく努力を重ねましたが、これ以上の審議を続けても合意形成は困難と判断いたしました。よって、次年度の特定最低賃金の必要性審議の在り方については、次年度の運営委員会において、引き続き審議し、検討する事が適当との結論に達しました。

以上により、御了解いただいた内容を運営委員会の報告として取りまとめ、ただいま審議会に御報告いたしました。

以上でございます。

都留会長 それでは、ただいまの運営委員会報告、及び審議経過報告に関し、御意見、御質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告書のとおり、次年度の特定最低賃金の審議の在り方については、令和4年度第1回運営委員会において、継続審議とすることといたします。

続きまして、議事（3）「その他」についてですが、何かございますでしょうか。

特にないようであれば、本日予定されていた議事は以上です。事務局から何かございますか。

賃金課長 審議の終了に当たりまして、辻田東京労働局長より、御挨拶申し上げます。

労働局長 本日は、御多用のところ第425回東京地方最低賃金審議会に御参集いただきまして、誠にありがとうございました。本会が、本年度予定されております最後の審議会ということになるかと存じますので、私のほうから一

言御挨拶を申し上げます。

本年度を振り返ってまいりますと、東京都最低賃金につきましては、東京オリンピック・パラリンピック、あるいはコロナ禍という限られた日程の中で、委員の皆様方には、大変真摯に貴重な時間をお使いいただき御議論いただき、28円引上げという形になりました。また一方、特定最低賃金につきましては、申出のあった4業種につきまして、いずれも改正等の必要について全会一致には至らなかったということがございます。この1年間、委員の皆様方の数々の御尽力に対しまして、改めて厚く御礼を申し上げる次第です。

また、審議会の中で御指摘いただきました、中小企業事業者の支援策の利用・活用の促進につきまして、私どもは2回にわたって集中的な周知強化期間を設けて積極的な取組を行って、助成金の申請件数についても前年度に比べて5倍以上申請件数を上げたというふうになっております。東京労働局といたしましては、来年度も、最低賃金制度の円滑な運営を重点課題に位置づけて、引き続き最賃制度、及び中小企業事業者への支援制度の周知を行い、最低賃金制度の履行確保を図ってまいりたいというふうに思っております。今後とも、労働行政について、皆様方の御理解・御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。

都留会長

それでは、本日の審議はこれで終了いたします。

本日の議事録は、東京地方最低賃金審議会運営規程第7条に基づき、公益委員は私が、労側委員は田代委員、使側委員は杉崎委員に確認をお願いします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。